環境県民局 資　　　料	Ｎｏ．４

令和７年 11 月 19 日
課　名　環境県民局自然環境課
担当者　課長　田中
内　線　2930

令和７年度ツキノワグマの出没状況及び出没対策について

１　要旨

現在、東日本を中心として、多くの地域でクマが人里に侵入し、人身被害が増大するなど深刻な事態となっている中、県民への注意喚起などにより安全確保を図るため、本県におけるツキノワグマの出没状況、被害状況及び出没対策の取組状況を報告する。

２　ツキノワグマについて

広島県に生息しているツキノワグマは、島根県及び山口県にまたがり広域的に生息しており、令和２年度に３県での生息頭数を調査した結果、767 頭から 1,946 頭の間（中央値 1,307 頭）であると推定され、絶滅が危惧される危機的な状況からは脱している状況となっている。

一方で、令和４年４月に策定した第二種特定鳥獣管理計画において、捕獲上限目安値（３県で 135 頭）を引き続き定め、人身被害防止と西中国地域個体群の安定的な維持の両立を目指すこととしている。

３　出没（目撃）状況

令和７年４月～10 月末のツキノワグマの目撃件数は 400 件であり、平年よりも少なくなっている。（過去 10 年間（4 月～10 月）における平均目撃件数 537 件）

（単位：件）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
年　間	682	483	724	789	－
4～10 月	495	394	499	639	400
（参考） 堅果類豊凶 調査結果	豊作２種 並作４種 凶作０種	豊作２種 並作４種 凶作０種	豊作４種 並作１種 凶作１種	豊作５種 並作１種 凶作０種	豊作６種 並作０種 凶作０種

（注）目撃件数は、痕跡の発見件数やツキノワグマと推定される動物に係る住民からの通報件数を含む。
（注）ツキノワグマの主要な餌食物である堅果類（ドングリ等）の豊凶状況について、広島県、島根県及び山口県の西中国地域で参考指標として調査を実施。令和７年度は豊作であった。

４　被害状況

ツキノワグマによる人身被害は、令和３年度に１件発生しており、令和４～６年度は発生していないが、令和７年７月に北広島町で１件発生している。

（単位：件）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人身被害	1	0	0	0	1

（注）令和７年度は 10 月末時点。令和３年度は庄原市で発生。

５　本県におけるツキノワグマ出没対策について

（１）　緊急銃猟制度

○　本年９月１日に施行された改正鳥獣保護管理法においては、緊急銃猟制度が創設され、
①クマ等の危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、または侵入するおそれが大きい場合に、
②人の生命・身体への危害を防止する措置が緊急に必要であり、
③銃猟以外の方法では捕獲等をすることが困難であり、
④地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合

には、市町長の判断で危険鳥獣の銃猟を捕獲者に委託して実施することが可能となった（制度の概要は別紙１のとおり）。

○　緊急銃猟の実施に向け、市町が体制を整備し安全に対応できるよう、次の取組を実施している。

・市町・県・警察を対象とした座学研修の開催（９月実施済み）

・市町・県・警察・捕獲者を対象とした実地訓練の開催（12 月～２月実施予定）

・環境省が作成した緊急銃猟ガイドラインにより、市町が作成することを推奨されている対応マニュアルのひな型の作成及び市町への提供

（２）その他の対策

○　出没時の被害防止対策

・クマレンジャーによるパトロール、追い払い

・人身被害防止を目的とした捕獲の許可

・市町、警察等を対象とした出没対応時の安全確保に関する研修会の開催

・市街地に出没した際の ICT カメラによる監視、県ホームページや X 等による注意喚起　など

※　注意喚起のリーフレットは別紙２のとおり。

○　遭遇時の対処方法に関する正しい知識の普及

・学校や地域を対象とした遭遇時の対処方法に関する学習会の開催

○　市街地等に出没しない環境づくり

・柿の木などツキノワグマを誘引する果樹等の除去

６　今後の対応

○　国は、令和７年 10 月 30 日にクマ被害対策等に関する関係閣僚会議を開催し、国民の命と暮らしを守るため、追加的・緊急的なクマ対策を強化することとしている。

○　本県においては、出没時の被害防止対策の徹底や、県民への注意喚起などを引き続き実施しながら、国の動向を踏まえた追加的な対応等を検討・実施していく。

別紙１

環境省

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要

人の日常生活圏に**クマ等**が**出没した場合**に、**地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能**とする。

■ 背景

○　近年、**クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加。**とりわけ令和５年度にはクマによる**人身被害の人数が過去最多**※1。
　※１ 件数の把握がある平成18年度以降最多（198件219人）

ツキノワグマ

イノシシ

○　現行の鳥獣保護管理法は、**住居集合地域等**※2**における銃猟、建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟、夜間の銃猟を禁止**（第38条）。
　※２ 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所。

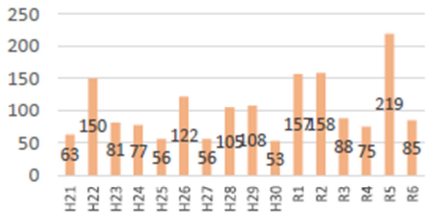

クマによる人身被害人数

○　現に危険が生じている場合、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難により、応急的に銃猟を実施しているが、膠着状態にある場合において**より予防的・迅速な対応が必要**。

■ 主な改正内容　クマ等の銃猟に関する制度の見直し

○**市町村長**は、
　①**危険鳥獣**（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入※3し、
　②危険鳥獣による人の生命・身体への**危害を防止する措置が緊急に必要**で、
　③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、
　④避難等によって**地域住民等に弾丸が到達するおそれがない**場合には、
危険鳥獣の銃猟を捕獲者※4**に委託して実施させる**ことができる(**緊急銃猟**)(第38条の適用除外)。
　※3 侵入するおそれが大きいことを含む。
　※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。

○緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。
・地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は**通行制限、避難指示を実施。**
・市町村長は、**都道府県知事**に**応援**を要請することができる。
・緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が**補償**※5 。
　※５ 保険により対応することを想定

市街地に出没したヒグマ

建物の中庭に侵入したツキノワグマ

対応に当たる銃器所持者等

クマ等が人の生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能に

環境省資料より作成

別紙２

ツキノワグマの被害を防ぐために

ツキノワグマの分布範囲

西中国山地（島根県・広島県・山口県）に生息するツキノワグマは、西中国地域個体群として、他地域から孤立しています。
かつては個体群の存続が危機的な状況になっていましたが、近年では生息数及び分布域ともに安定しています。

人身被害を防ぐために

ツキノワグマは人とばったり出会うと、自身や子グマを守るために攻撃することがあります。

クマがよく活動する時間帯

森で暮らすクマは昼行性ですが、人里へ下りて活動する時には夜行性になることが知られています。夕方や早朝に活発になると言われていますので、特に注意しましょう。

クマと出会わないために

クマは耳がよいため、山に入る場合は、鈴やラジオなど音が出るものを携帯しましょう。雨の日や沢沿いは音が伝わりにくいので、意識して大きな音を出しましょう。また、山菜採りなどではクマへの注意が散漫になるので気をつけましょう。

もし出会ってしまったら

▶ クマがこちらに気づいていない場合

- 気づかれないように静かにその場から立ち去りましょう。

▶ クマがこちらに気づいている場合

- クマとの距離が十分にある場合は、ゆっくりと後ずさりして逃げましょう。背中を向けて走って逃げると、本能的に追いかけてくることがあります。

▶ 至近距離でクマに遭遇した場合

- 攻撃されそうになったら、両腕で顔や頭を覆い、うつ伏せになるなどしてダメージを最小限にとどめることが重要です。クマは一撃を与えた後すぐに逃げることが多いとされています。

子グマを見かけたら　近くに母グマがいます。絶対に近づかないで速やかに立ち去りましょう。

西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会